

原子力損害賠償支援機構

第12回運営委員会

平成24年3月14日

原子力損害賠償支援機構

午前10時00分 開会

○下河辺委員長 それでは、定刻になりましたので、これから会議を始めます。本日も大変お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

ただいまより、第12回「原子力損害賠償支援機構運営委員会」を開催いたします。

本日、[]は海外出張中のため御欠席でございます。また、[]は議事の途中より御出席される予定になっております。

なお、[]議事の途中で退出させていただきますので、何分御了解ください。

早速ですが、総合特別事業計画案の内容について、意見交換をさせていただきたいと思っております。

前回の委員会のときのバージョンにつきまして、御出席の皆様から大変多くの御指摘、御意見をちょうだいいたしまして、事務当局の方でそれらの点を盛り込みまして、昨日来御説明に回っていることかと思っておりますけれども、それなりに前回いただいた御意見については、バージョンアップさせていただいているものを改めてお配りをしてございます。

なお、大変恐縮でございますけれども、お手元に机上配付させていただいております資料3は、今回もまた、会議終了後回収させていただきます。

それでは、[]、特別時期計画中の賠償関係につきましては、[]よりそれぞれ御説明をお願いいたしたいと思っております。

要領よくお進めください。

○[] ありがとうございます。

それでは、計画について御説明させていただきたいのですが、その前にお知らせというか、昨日、報道等でいろいろ出ておりましたけれども、東京電力が政府の方に提出しました柏崎のストレステスト。これに200か所ぐらいのケアレスミスといいですか、記載上のミスなどがあったということで、枝野大臣の方からもしっかりしなくてはいかぬという叱責の言葉もあつたりということが起こっております。詳しいことは、今日、我々の方も東京電力からどういう状況だったのかということは聞こうと思いますが、一応そういったことがあるということだけ、冒頭お知らせさせていただきます。

それでは、本題に入らせていただきます。資料3でございますけれども、特別事業計画ということで先日いろいろと貴重な御意見をいただきまして、そういったものを反映しながら、先日の委員会の後、東京電力とも計画ベースでの今後の調整もさせていただいております。余り大きく変更するということは今までも事実上いろいろな調整をしておりますのでございませんが、若干の文言の修正などがあるような形になっております。

それでは、いつものようにポイントをかいつまんでお知らせしながら、適宜切りながら議論いただければと思っております。

5ページからが本文でございますけれども、6ページの「②東電の取組みと関係者の協力」というところがございます。ここの「これまでの」という冒頭のパラグラフから4つ

の塊のところで、先日の委員会で■■■■の方から御指摘がございました、特に原子力を中心に今回、やっていかななくてはいけない3つの課題、賠償、廃止措置、安定供給については、国も東電とともにきちっと責務を果たしていくべき存在であるということをどこかではっきり書く必要があるという御指摘がございましたので、ここで書かせていただいております。

ポイントだけ述べますと、冒頭にありますように推進主体である国、設置運営の当事者である東電の双方が連帯して乗り越えていかななくてはならない責務が課されている。

賠償機構というものの、そういう認識の下に国と東電がそれぞれの立場から責任を果たしていくための枠組みとして設けられたものであること。

東電については、賠償の責任、廃止措置の責任を負う主体として、あるいは供給義務を負う安定供給の直接の担い手として、しっかりと向き合っていかななくてはならない。

4つ目のパラグラフとして、国は機構法の第2条で国の責任について記載があるわけですが、それを引用しながら一番最後のところにございますように、エネルギー政策や原子力政策全体についての責務と相まって、自らの責任を貫徹していく立場にあるという形で書かせていただいております。それに続いて、前回の文章につないでいく形にさせていただいております。

7ページ目の上から2つ目、「国においては」というところで、国の責任、責務という部分についても、はっきりとここでまとめて記載する格好にさせていただいております。

以上が6ページ、7ページの関係でございます。

8ページ目以降は、前回とそれほど変わっておりません。前回、安定供給の当面の需給に向けた取組みみたいなものの記載がなかったので、9ページ目のところに③として加えたりしております。微修正でございます。

10ページ目以降が、どちらかというと構造的な課題という位置づけにしておりますが、内容としては前回と大きくは変わっておりません。文言の修正等が若干入っているという状況でございます。

12ページ、13ページも同様でございます。

強いて言えば、12ページ目の④、意識改革の部分について、ここの書きぶりは特に東京電力に対するある意味での評価を下している部分でもございますので、少し東京電力とも言いぶりなどを調整して、若干文言が変わっている状況でございます。内容としてはほとんど変わっていないということでございます。

冒頭のパラグラフで安定供給に対する使命感ということが企業には根づいているという部分がある。

一方で、供給側の論理であつたりとかさまざまな指摘が各方面で出されていることも事実であるということで、これから目指していくべき意識改革の方向性という議論につなげていくような格好にさせていただいております。

14ページ目と15ページ目が「新しい東電の方向性」ということでございますが、これ

は先日、東電の方で議論していただいている途中段階のものを委員会でお示しいたしまして、御議論いただきましたけれども、あそこで言われた非常にわかりにくい言葉が多いとか、流通部門のところについてはもう少し書くべきものがあるのではないかといった御指摘があったかと思いますが、そういったことも踏まえて東電の方で改めて役員クラスまで上げて議論して、少しわかりやすい言葉になっているかと思いますが、今、こういう案で東京電力の方で考えているということで、引き続きブラッシュアップをしていくということではございますけれども、方向性としてこういうことでどうでしょうかということでございます。

柱としては、大きく3つで、先日お見せしたものと余り大きく変わっておりませんが、1つ目が責任を全うするという部分でございます。

2つ目が、開かれた東京電力へということで、冒頭にありますように、被害に遭われた方あるいはお客様の声に耳を傾けて、皆さんの立場に立って業務に取り組むといった内容、機構改革あるいは取引の見直し、意識改革を通じて開かれた東京電力にしていくということでございます。

3点目が、お客様、社会とともにエネルギーサービスを変革するというので、ここもいわゆるIPPであったり他の事業者と連携しながらエネルギーの現状変化、特に環境変化が激しい中で、そういったことをしながら強調、連携によって改革に取り組んでいくといったことでありますとか、そのために流通部門の中立性、公平性を向上させていく必要がある。

小売りの部門についても、需要家の皆様のさまざまなインセンティブを提供した上での御協力をいただくといったことも求められているということで、そういったことはつきり書くような格好になっております。

その枠の下に3行ございますけれども、いずれにしても、新しい経営体制の下で、これからの東電に一番大事な部分も1つだと思いますので、彼らの中で次代を担う中堅社員、若手社員を中心として、新しい方向性というものを更に深掘り、具体化しながら社員への周知徹底を図っていくということで、新しい経営陣の下でこれを最終的に固めていくという位置づけを明確にさせていただいております。

17ページの一番下の4行、先日御議論いただいて、なかなかわかりにくい文章だということで少し見直しをしております。廃炉費用と賠償費用についてでございますが、東電がこの3つの課題の事業を今後も継続して着実に実施していくため、廃炉費用や賠償費用について将来見通し等を踏まえて必要となる場合には、機構法の枠組みとの整合性を保ちつつ、制度面での追加的措置の可否について検討することを政府に要請するというので、可否について検討するといったことであるとか、必要となる場合にはといった文言、先日、御指摘いただきましたものを盛り込みながら、可能な限りわかりやすい文章にさせていただいております。

とりあえず、ここまでのところで一度切らせていただければと思います。

○下河辺委員長 ここまでのところで御意見をいただきたいと思います。

、どうぞ。

○ ありがとうございます。

16 ページ目の改革導入期間ですが、前に 2013 年 6 月まででは長過ぎると申し上げていて、今回は 4 月になっています。非常に良いことではあると思いますが、日程的に大丈夫だったのかという点のみ確認させてくださいませ。

○ これはこの前御指摘があって、人事自体は 6 月の株主総会を経てということになりますけれども、社内カンパニーとかそういうところはなるべく早くやった方がいいだろうということでこういう形に変えました。ただ、これもまだ東電とはがたがたしておりますので、この方向で今、調整をしているところでございます。

○下河辺委員長 、どうぞ。

○ いろいろ修正をいただいてよかったと思いますが、いろんなところにばらばらに書いてあるので、何ページまでのところかというと全部入るわけではないんですが、1 つ 10 ページのところに書いてある話で、ビジネスモデルの話があります。地域独占、総括原価性、そのかわりユニバーサルサービスを義務づけるというシステムで来たんだと。

これが事故によって資金が足りなくなったと。足りなくなったので当面の対策として、例えばコストを下げていくためには、外の能力を確保する必要があるということで新しい火力発電所などをリプレイスするのには外の知見を使っていく、外部の能力を活用するという話でつながって行って、それが最後にそのまま新しいビジネスモデルと展開していくのです。

私は、その新しいビジネスモデルが何なのかについては、まだ非常に議論があり得るところであって、私はどちらかというと今までのビジネスモデルをいかに一部修正することはあるかもしれないけれども、使っていくかという方が電力事業という特殊性から見ると、合理性が高いと思うのです。

ところが、この議論の展開というものは金が足りなくなったので外部活用するのだと、外部活用をすることを前提にして、例えば IPP あるいは送電ネットワークといったものをそれに合わせていくのだということなのです。いささか議論に飛躍があるのと、十分新しいモデルについての検証の議論は全くなされていない中で、それを断定的に書くということは非常に問題があるので、これは 1 つの検討の方向として、そういうものを探るというぐらいにしておかなくてはいけないと思うのです。

これは後の方にも書いてあるところですが、特に送電線のネットワークのところにも書いてありますが、透明性、中立性あるいは増強の際に、部外電源の活用を前提とした送電線をつくるという話になると、これは尻尾の都合で胴体を動かすような話になるのです。送電線というものは最もつくりにくいだろうし、一番固定性の高いものでありますから、そういうものを例えばキャッシュフローのために活用した部外の電源の都合に合わせてやっていくのだという論理構成に飛躍があるのと、検証が全くされていないままで、ある種

のドグマをここに突っ込んでいるという感じがします。

その部分というものは、したがってわからないことはわからないと。わからないことについては1つの可能性として検討し、もしそれが有効であれば活用していくと書いておくべきではないか。これはここだけの話ではなくて、ほかのところにも随所に出てくる話なのですけれども、そういう感じがいたします。

○下河辺委員長 ありがとうございます。

今の点、[REDACTED]、何かございますか。

○[REDACTED] 今の[REDACTED]の御指摘のところは、多分相当抜本的なところだと思うのですけれども、少なくとも10年あるいは20年にわたって資金調達において相当な困難が生じるという状況は状況としてあるのだと思われます。

一方で、節電努力を今までとは違った形で引き出さなくてはならないと。それから、10年、20年にわたって発電の施設の更新も含めてやるときには、相当他社との協力においてやらなくてはならないということで、今までとは長い期間にわたってある程度違う形をとらざるを得ないということはあるんだと思うのです。

したがって、今回のような書きぶりにしておりまして、ビジネスモデルそのものを大きく変換することが是か否かということは、多分政策論と関わってくると思うのですけれども、私ども機構の立場で今まで東電と議論してきたことは、現実問題として10年、20年はそういう資金制約あるいは設備投資の制約が非常に大きいので、その中でどうやっていくかということであれば、こういうことだろうと考えてこういう提案をしております。

○[REDACTED] 10年、20年というものは通常の企業についていうと比較的長いタイムスパンだと思うのです。[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

ですから、モデルの話に飛ぶのではなくて、キャッシュフローならキャッシュフローの乏しい中でどうやってしのいでいくかというしのぎの話として書くべきだと思うのです。

ですから、結論はいろんなことを書いていいと思うのですけれども、不確定なものは十分検討した上で何を選ぶか決めるんだというニュアンスをどこかで出すということを書いておかないと、後で自分が舌をかむという話になりかねないので、これも書きぶりの話だと思うのです。

そういう議論があるということは言ってもいいと思うのですが、そうだとするところまで私は全く意見が違いますし、多くは違う意見の人が多いです。後の部分も含めてですが、そこは余り1つの可能性だけに重心を預けないということはやった方がいいのではないかと思います。

○[REDACTED] 今、[REDACTED]からこれは書きぶりの話だと言っていたので、これはい

ずれにせよ運営委員会で議決をしていただいて、合意を取らないといけない性格のものだと理解しておりますので、書きぶりのところで運営委員の方で見解が違うところがあるのは当然だと思いますので、その見解の違いの余地をどこまでのみ込めるかという書きぶりの工夫はしてみたいと思いますが、それでもって最後に結論を出していただきたいと思います。

○下河辺委員長 [REDACTED]、どうぞ。

○ [REDACTED] 先ほどの御意見は非常に基本的な部分に触れるところなので、私は考え方が違いますので申し上げたいと思うのですが、本件については、第三者委員会でいろいろ検討した結果、今までの東電の地域独占的な運営の弊害がいろいろ指摘されたわけです。その1つの解決として、第三者委員会では電源構成の多様化、電事法で今まで目指してきた、徐々に改定を加えてきた自由化の道を更に積極的に進めるべきだと。それは電源構成を多様化していくことであるという方向で検討が進んできたと認識していますし、私はそのことは正しいことだと思っていますので、競争を確保する、電力の自由化を更に進めていくという基本の部分については、やはり委員会で堅持していただきたいと思っています。

○下河辺委員長 ありがとうございます。

[REDACTED]、どうぞ。

○ [REDACTED] 委員会の議論というものは、あれは自由化の結論をした議論ではなかったように思います。あれはすべていろいろ議論した結果、原子力損害賠償支援機構の参考に供するためになされたものということになっておりますから、そこで議論がどう進んだか、自由化するかしらないかという議論について意思決定したわけではありません。

私は、電力の自由化というのは事業の性格から見て、昔からナチュラル・モノポリーといえますけれども、独占を制度としてつくるのではなくて、自然に独占になってしまうのだという性格の事業。そして、新しい参入が容易には出てこない事業、1日でもとまってしまっただけでは困るタイプの事業に対する事業の統治方法というか規制方法というものは、独占を認め、ユニバーサルサービスをそれによって確保し、規制によって消費者の利益なり正当性を守っていくというモデルがあったわけで、それもここに書いてあるわけです。

それは1つのモデルとしてあるわけであり、その正当性が否定されたわけではないのです。事故が起こった結果、資金が足りなくなったりとかいろんな問題が起こっているというだけです。そこは既に方向が決まったんだという書き方ではなくて、先ほど嶋田さんが言われたように、いろんな議論がある中で、そういうことも検討の俎上には上せていくべきであると思うというぐらいの書き方にしておけば、よろしいのではないかなと思うんです。

世界の流れから見ても日本の現状から見ても、そんなに簡単に自由化なんて話になるわけではないのであって、そのところを余り軽々に結論づけない方がいいし、そんな議論はしていなかったと思います。

○下河辺委員長 ありがとうございます。

、どうぞ。

○ 私は現状のスタンスでよいと思います。

のような意見があるということは承りました。世界の流れから見ても日本の現状から見てもというの現状認識は伺いましたが、その現状認識はこの委員会で共有されているものではなく、の御意見として承りました。私は違う見解を持っております。

ただ、が御指摘のように電力事業は10年、20年だけではなく、50年ということも見据えてやらなければいけないという側面があるのは間違いありません。この文章が仮に50年後の東電を非常にきつく縛るという意図が強く出ているとするならば、そのフレキシビリティを失うということは確かに大きなロスだと思いますので、もしそうになっているとするならば、修文は必要だと思いますが、私はこの文章を見て50年後の東電を縛るような、そういう類のことが書かれているとは思えません。

以上です。

○下河辺委員長 ありがとうございます。

何かこの点について、はございますか。

○ 私も今、がおっしゃったように、基本的にはこの文章の書きぶりでよいと思っております。

ビジネスモデルについてが御指摘されましたが、この内容をよく見ると別に何か制度変更をしようとかという話では特になく、できる範囲で、現行制度の中で東電自身がどのように行動していったらお客様のためになるのか、あるいはキャッシュをセーブすることに資するのかということについて、いろいろ示唆しているという内容にしか私には読めないのです。

ですから、現在経営が厳しいということは先ほどがおっしゃったように事実でございますし、それに立ち向かっていくためにどういったことがあるかということを書いてあるだけのように思いますので、繰り返しですが、私はこの書きぶりでよろしいかと存じます。

○下河辺委員長 では、最後に。

○ 言葉をよく読んでみれば、50年後を縛るか縛らないかということは、10年後は20年後を拘束し、20年後は50年後を拘束します。したがって、当面の対策として何をやるかという話は目の前の状況から対応が決まってくると思いますが、制度とか仕組みとかいう話になりますと、一步間違った方向にスタンスを出せば、それはその後相当長期にわたって事態を制約していくことになりますから、最初の一步というものは常に大事なんです。

したがって、文章を書くときに今は当面のことだからといって当面のことだけを書く分にはいいんですけども、制度的なものの仕組みに関わるもの、これは後で申し上げようと思ったんですが、人材の質と士気、技術の確保に関するような部分というのは、よほど

慎重にしておかないと後で批判に耐えなくなると思います。

私は、非常に正直に言って、この文章はいずれ公表されることになるでしょうが、世の中の批判に耐えない可能性があると考えておりますし、私は後で恐らくいろんな形でフラッシュバックが来るということも頭に置きながら、いろいろなことについての可能性というもの、可能性のものは可能性にとどめ、やらなければいけないものはやると書くという書き方は心がけた方がいいと。どこの部分をどう書いたらいいかというのは、私が文章を書いていいということであれば、1週間もあればつくりますけれども、それは有能な方がいらっしゃるのでお任せしますから、自分の将来、日本の国の将来を一定の方向に独断的に限定しない方がいいと思います。

○ 〇 よろしいですか。やめましょうか。

○ 下河辺委員長 よろしいのではないですか。特に何か。

○ 〇 ありません。

○ 下河辺委員長 ありがとうございます。

この点について、 〇 からいただきました御意見、11 ページの②の前文のところ、「ビジネスモデルをとってきた。しかしながら」と受けて、その下の1、2、3がつながっているところから、「ビジネスモデルをとってきた。しかし」というつながりからして、場合によると一部、 〇 の御指摘のような、これまでのビジネスモデルを否定すると受取られかねないニュアンスはあるかなという気もしなくもありません。

ただ、本質的なところでは 〇 がおっしゃられたとおり、書きぶりの問題にとどまらないという点が間違いなくございますので、ただいまいただいた 〇 の意見については、改めて今週金曜日に委員会が予定されていますので、それまでの間に委員の方も改めよく御検討いただいて、再度金曜日のバージョンで事務当局の方の修文も含めてお諮りしたいと思いますが、今日のところはよろしいですか。

それでは、時間の関係がありますので、次に進みます。

○ 〇 ありがとうございます。

そうしましたら、18 ページ目以降でございますが、18～21 ページ辺りは特段変更はございません。22、23 も変更がございません。25 ページ、26 ページ、これはいわゆる廃止措置の関係も以前御議論いただいたものを反映する形で、前回からの大きな変更はございません。

28 ページ目以降は、前回御議論いただいていなかった賠償についてのパーツでございますので、こちらの方は 〇 から御説明させていただきます。よろしく願いいたします。

○ 〇 28 ページに賠償総額の全体像という文章がありますが、 〇 から、こちらの注の部分についてタスクフォースの見通しを改めて新しいデータを入れるか否かということについて、除染の費用の見通しが見つからないということは同じなので、あえて入れる必要はないのではないかという御指摘があったかと思っておりますけれども、こちらについ

ては、引き続き新しくできた見通し、試算を精査しておりますので、その結果を踏まえて対応したいと思っております。

29 ページは、今週の金曜日に賠償審査会が夜にあるんですが、夜の結果を踏まえて指針の中身を書こうと思っておりますが、ここに書いてあることは全くの予定稿でございまして、このようになるかどうかはまだ決まっておりません。こんな感じというイメージだけつかんでいただければと思います。

30 ページに、この指針の追補を踏まえて要賠償額の変更を行うということが 30 ページに書いてあります。

31 ページ目以降は、賠償の迅速かつ適切な実施のための方策ということでございまして、これは前回、資料配付させていただいたものと大体同じでございまして、今後の取組みのポイントだけ御紹介させていただきたいと思っております。

34 ページ目以降に、「5 つお約束」の徹底の部分がございまして、35 ページ目に、賠償の迅速なお支払いのところがございまして。前段がこれまでの取組みということでございましたが、今回、35 ページの下段、対応のさらなる強化ということで、1 つ目に合意書返送期間を短縮することといたしたいと思っております。従前は、確認作業に 3 週間、合意書返送後のお支払期間に 1、2 週間ということだったんですが、この 1、2 週間というものは 1 週間に短縮したいと思っております。

36 ページ、福島県の自治体の住民票データの収集に御協力いただけるということになりましたので、かなりスピードアップして 150 万人に対する自主避難の賠償が可能になっております。そこで、自主避難の賠償については、請求をいただいてから 3 週間以内のお支払いという目標数値を設けたいと思っております。既に、請求書はぱらぱらと来ておりまして、恐らく今週末か来週辺りからお支払いが始まる。かなり順調に進んでいる方向かと思っております。

そのほか、ウの他の本賠償の迅速かつ適切なお支払ということについても、車両など従来の賠償とは違った財物的な賠償もあるんですけれども、こちらについても 3 週間、1 週間という目標数値を設けることといたしました。

37 ページの下段に、きめ細やかな賠償のお支払の対応のさらなる強化ということでございます。38 ページの一番上に、これまでの問題点としてスピード優先だったので、減額査定を受けた場合に、結果だけ通知して理由が開示されていないという問題点がございました。そこで、今後は減額になる場合には請求金額細説明書というものをつくらせて、ここそこは減額になりましたということを説明し、不満がある場合は、その内容について争えるような仕組みにしたいと思っております。

39 ページ、和解仲介案の尊重でございまして。従来の計画では、和解仲介案を尊重するという基本的なコンセプトは 1 つだったんですけれども、今回の計画ではその中身をもう少し具体的な書こうということでございまして。対応のさらなる強化ということで、申立手続の迅速化への協力とありますが、これは要するに紛争解決センターでは事務がパンクしそ

うなので、申立人の了解を得たものについては、東電でその一部をお手伝いしていこうということでございます。

40 ページ、和解案の尊重と迅速かつ柔軟な対応ということなのですが、単に和解案を尊重するというだけだと、何年もかかって尊重すればいいではないかということになりかねないので、もう少しスピードアップしつつ、今後どうなるんだということを見通しをつけやすくするようにしていこうということでございます。

40 ページの下のところ、和解仲介案の他の案件への拡張ということも考えております。

41 ページ、親切な書類手続ということで、請求書類の簡素化、今月から9ページに大幅に削減したいと考えております。

42 ページ、誠実な御要望への対応ということで、いろんな要望を受けて仕組みを改めていくということなのですが、最近の例として一番下の行にあります、避難生活などにおいて知人の家にお泊りになった場合に、謝金を払う場合があるんですけれども、そういうものも御要望を踏まえて対応しているという例を書いております。

43 ページ目以降は、機構による対応ということでございまして、福島に訪問相談チームを派遣しているのですが、これについて常設の相談場所をつくったり、あるいは山形県、新潟県にも相談チームを派遣したりするということで、2順目の訪問相談チームの派遣をするということになっております。福島、山形、新潟以外についても、地元の弁護士会と協力しながら相談事業を行っていくということを書いております。

賠償部分については、以上でございます。

○下河辺委員長 ありがとうございます。

ただいま説明いただいた賠償関係について、何か御意見というよりは御質問になるかと思いますが、何か御質問等ございますでしょうか。

■、どうぞ。

○■ 2点ございます。まず1点は今後の対応についていろいろと書いてある部分ですが、少し無理かもしれないですが、いつからやるのかという記述があった方が良いのではと思いました。

もう一点ですが、賠償開始の時点では、仮払いからスタートし、現在は本払いになっていると理解しております。御説明から、書類を送るまでの期間を短くするということは分かりましたが、和解するまでに多くの時間を要した場合、その間の生活費は発生していると思うのですが、それに対して、一部仮払いをしてほしいという声があるやに聞いております。その話は出ていませんでしたが、その辺りはいかがでしょうか。

○■ 1つの目の開始時期については、できる限り入れたいと思っております。これは東電と要調整事項が結構多いのですけれども、頑張ります。

和解手続中に仮払いができないかということは、誠にごもつともございまして、そこで40ページのイのところ、和解案の尊重と迅速かつ柔軟な対応ということで、和解案の全部について同意できない、まだ協議をする必要があるという場合がときどきあって、そ

ういうときにこの部分とこの部分とこの部分は異論がないのであれば、先に払ってもいいのではないかという議論があつて、そこでこれについても明確に記載したいと思つておりまして、2つのポツ、紛争解決センターから提示された和解案については、東電としてこれを尊重し、項目ごと及び項目内の部分払いを含め、速やかに回答するという事で、シングル・アンダーテイキングで全部だめとか、全部協議しますとか、それはやめていただくことにして、こことここは払います。こことここは引き続き協議しますという回答方法にさせていただきたいと考えております。

継続して協議する場合は、和解案に対して継続して協議する方針の場合は、被害者の方々にその趣旨を十分説明し、御理解いただけるよう努めるということになっておりまして、反対の趣旨で言っているのか、多くは引き続き協議したいのでちょっと待ってくれという話なので、それをきちんと説明して被災者の方が驚かないようにしたいと思つております。

○下河辺委員長 よろしいですか。

その他、御質問、御意見はおありになりますか。

センターの受付段階で、基本的には人的な問題からのボトルネックが大分致命的な形で起こっているような記述になっていきますけれども、弁護士会としては更に一段の逐次人的投入の可能性というものはもはやないようなことなんでしょうか。[]、御存じであれば。

○[] センターの方へは、集団申立などが地域的にはこれからかなり出てくることが予想されていまして、現状、かなり仲介委員、調査員、事務職も含めて満杯状態になっていると聞いておりまして、更に今後、集団申立をするとその体制が懸念されるということで、今、1つは人員体制を更に強化するという方向で各方面で御努力していただいている。これは予算措置の問題もあるのですが、そういう努力がされていると聞いております。

それに見合つて、人出しの問題についても弁護士会の方に協力をお願いして、今、その準備はしていただいていると聞いております。

○下河辺委員長 どうぞ。

○[] [] の御説明の数字的な話なんですけれども、現在、仲介委員が約130人ぐらいおりまして、これを140、150あるいはもっとという方向で弁護士会に申入れている状況で、ただ、弁護士会もそれだけ人を集められるかという話もございますので、これは目下調整中でございます。

調査官については、センターに常駐している人なんですけど、今、30人ぐらいいるのですけれども、これを四十数人にするという方向で予算措置をしているということでございます。

事務職員についても、今、三十何人かいるのですけれども、これを四、五十人台に徐々に増やしていくという方向で準備をしているということでございます。

ただ、そうはいつても今は1,200件ぐらいの申立てが来ていて、和解が成立したものが二十何件ですので、全然足りないということは客観的に明らかでございます。

そこで今回、計画の中では 39 ページのところなんですけれども、一番下のところで当事者というか申立てをした方の御承諾が得られるのであれば、証票を集めるとかあるいは意味が判然としない部分について、これはこういう意味ですかみたいな、そういう下働きのなものを東電側でも協力してくださいねということを新たに書いて、ADR センターにおけるマンパワーの不足みたいなものはできるだけ補って、能力的には東電の方が圧倒的にマンパワーが多いですので、活用していく方向で調整しておりますので、具体的には今後、東電と ADR で調整する必要がありますが、方向性としては両者協力してやっていこうという事で解決していくことを考えています。

○下河辺委員長 ありがとうございます。

この関係で御質問がなければ、次に移りたいと思います。[REDACTED]、47 ページ以降をお願いします。

○[REDACTED] ありがとうございます。47 ページ目以降に移らせていただきます。

47 ページ目以降は、事業運営に関する計画ということで、これはほとんど細かい修正のみの部分でございますが、47 ページの上半分に事業運営の基本的方針というものがございます。ここは先ほどの新しい東電の方向性というものを踏まえながら、それに合った形で修正した形にさせていただいております。内容的には、先ほどごらんいただいたものと同じような形になっているかと思います。

47 ページ下半分の(2)、経営の合理化のための方策、ここからが合理化のパートでございます。ここは大体前回は御指摘いただいたものは反映させていただいておりますが、大きな変更はございません。

50 ページ以降も続いておりまして、図表も作成中のものが多いですけれども、57 ページ、これは字が小さいのでもう少し工夫してみようと思いますが、こういったものを交えながら書いております。67 ページまでが合理化のパートでございます。

68 ページ目以降が、事業改革ということで、ここも既に何度か御議論いただいておりますので、大きな変更はございません。アライアンスという言葉がなかなかわかりづらいのではないかといた御指摘もございましたので、基本的に連携であるとか協力といった言葉に置きかえたりとかしております。

あと、見てもまだ片仮名が多いですけれども、なるべく減らすように努力しているつもりでございます。

73 ページ以降が、送配電部門のところでございます。

75 ページが小売り部門のところでございます。ここは以前から[REDACTED]の方から、もう少しここをきちっと書いた方がいいという御指摘もございましたので、東京電力ともいろいろ議論しながら、今後あり得るサービスというものの方向性も少し具体的にした形で書くということで、少し書き足しをしております。

75 ページ③の上から 3 つ目のパラグラフで、「ニーズにきめ細やかに対応し、さまざまな選択肢を提供していくことが求められ、また、今後のエネルギーサービスにおける新たな

な付加価値の源泉」ということで、[REDACTED]の御指摘を踏まえた格好の文章を加えさせていただいたりしております。

76 ページの下半分と 77 ページの上半分も、少し東京電力とも協力しながら、どういうサービスが可能なのかということ、76 ページの下から 3 つ目のパラグラフ「具体的には」というところで書いたりしております。

計画とはずれますが、76 ページの上の方に、従来からお示ししているビジネス・シナジー・プロポーザルの採択案件の表がございますが、こちらの方は準備が整えば来週のどこかのタイミングでプレスリリースをする予定で考えておりますので、念のためお知らせしておきます。

78 ページ目以降が意識改革、それを実行していくためのさまざまな組織面での見直し、人事面での見直しといったことで、ここも大きくは変更はございません。

そういう意味では念のためでございますが、79 ページ目の上の方から真ん中辺りにかけて、アとイと片仮名でございます。ここら辺りはまだ見えていない部分が若干あることもあって、これからまだ東京電力と調整していかなくはいけない部分でございますので、若干今後とも変更があり得るのかなと考えております。

82 ページ目以降が財務基盤の強化ということで、ここも前回の御指摘を踏まえながら修正を行っていますが、大きく変更する部分はございません。

84 ページが需給の見通しです。

85 ページ以降が料金のところで、料金の一番上のところに言いわけっぽく書いておりますけれども、先日、[REDACTED]の方から若干言葉づかいで丁寧語だったり丁寧語でなかったりというものが混在しているという御指摘があつて、実は我々もつくっている段階から悩みながらつくっておったわけですが、ここの料金の部分と賠償の部分についてはごらんになる方がどう受けとめるかということを見ると、ここの部分だけは少し丁寧な言葉づかいをさせていただければということで、御了解いただければと思います。そういう格好で整理させていただいております。

料金の関係の中身としては、以前と大きく変わっておりません。

88 ページの真ん中ら辺に表が入っているかと思います。諸条件が変化した場合の原価への影響ということで、少しコスト増があつて料金上げをお願いせざるを得ないということで、ファクトをなるべく情報提供した方がいいだろうということで、例えば原子力が 1 つ稼働するしないでどれぐらいコストが変わるのか等々について、わかりやすい資料をここに入れてはどうかということでございます。

90 ページまでが料金の関係でございます。

91、92 ページが収支計画です。ここに収支計画を最終的には盛り込んでいく格好にしようかと考えております。

93 ページ目が、経営責任でございますが、ここは今、見えなくなっておりますけれども、先日、議論がありました役員の方がお持ちだった株を譲渡するという点については、税務

の問題等も含めて経営責任という部分とどうなのかということがございましたので、これから記述は落とした格好にさせていただいております。

下から2つ目のポツ、東電の子会社、関連会社及び電力業界団体の役職ということで、外縁をわかるようにさせていただいております。

94 ページ、これも先日御議論いただいた中身は大きく変わっておりませんが、特別事業計画の確実な履行の確保ということで、東電社内及び機構側でどういうガバナンスを効かせていくかということでございますけれども、ここもまだ東京電力との調整が未了でございますので、今後もまだ変わる可能性がございますので、お含みおきください。

95 ページ目以降は、大きな変更はございません。

私の方から、概略以上でございます。

○下河辺委員長 ありがとうございます。

82 ページ関係、金融機関への協力の要請の内容（P）ですけれども、記述がありますので、前回の委員会のときに私の方からお話しました翌日の7日が回答期限ということで、大体出そろったところだと思います。ざっくりでいいですから、感触だけ御報告いただけますか。

○ 7日にニューマナーを要請している先、こちらにお越しいただいたりないしは口頭で電話でということで、その時点においての御協力ということで方向性の応諾というのですか、大筋合意と新聞に出ていたりしましたけれども、今後、細かな方向で詰めていきたいと思いますということで、協力していくという感触は得られております。

これからは、まさに融資の契約に向けた条文とかコベナントといったところの議論が本格化していくという状況になりますので、またそちらの方は御相談させていただければと思います。

○下河辺委員長 ありがとうございます。

それでは、47 ページ以降ということで大変範囲が広うございますけれども、どの箇所についても御質問、御意見をどうぞ。

、お願いいたします。

○ 質問といいますか、確認なのですが、84 ページの4行目にグループ内分社化や持ち株会社制など書いてあります。このグループ内分社化ということはどういう意味ですか。持ち株会社とグループ内分社の意味です。

○ グループ内分社化というのは、ホールディング・カンパニー制等かもしれませんが、グループの中で出資が閉じているといいますか、外から資本が入っていないような状況を想定しています。カンパニー制というのは、それを本当に切ってしまうという形にするというところまでを指していて、持ち株会社制への移行というの、必ずしもそれだけで言っているわけではないのですけれども、いわゆるホールディング・カンパニー制というところまでです。

更にカンパニー制をもう一步進めて、ミシン目を切るというところまでいかどうかと

いう話を書いております。

○ 〇 分かりました。

もう一点、73 ページのところです。アンシラリーサービスコストという私も舌をかみそうな余り一般に見られない言葉なんです、これは発表するときにもう少しやさしい言葉で書いていただけないでしょうか。あるいは注を入れるとか。

○ 〇 分かりました。

注を入れなり、考えさせていただきます。

○ 〇 かなり専門的な言葉なので。

○ 下河辺委員長 ありがとうございます。

〇 〇、どうぞ。

○ 〇 経営合理化のところがございました。ここで中長期にわたり持続的かつ大胆な合理化に取り組み、国民負担の最小化を図ると書いてあるのです。私、昨日のものを持っているので何ページだかわかりませんが、私はここで1つ書いておいた方がいいと思うのは、東京電力の行っている業務というものは日本の国運を左右する極めて重要なものがありますから、劣化させないようにしなくてはならないわけです。劣化させないようにするために、一番早くあつという間に劣化かつ一回劣化したら元に戻らないというものは人材だと思うのです。ですから、人材の劣化というものが起こりやすくかつ元に戻しにくい。

それは何だといったら、士気であつたり資質であつたり規律であつたりあるいは技術力だつたりするわけです。そういうものをきちんと確保して、質と量における電力のユニバーサルサービスを守らせながらやっていくのだということをきちんと書いておく必要があると思います。

それを書いておかないと、持続的かつ大胆な合理化に取り組み、国民負担の最小化を図るという言葉が、本来ここで使っているつもりとは違った意味に理解されてしまうのではないかと思います。

国民負担を最少化するということは、言ってみれば電力の安定供給というものがきちんとリーズナブルなコストで品質が高くかつ必要な量が供給されて初めて確保されるものなのですけれども、そのために必要なものは人間ですから、まさに賠償機構の目的である国民負担の最小化に最大の影響を及ぼす部分になると思います。

そのために必要なことは何かといったら、達成可能な目標を与えてやるということであり、また予見可能な期間にそれを達成できるという目標を与えてやるということだと思えます。それがなければ、中長期にわたる持続的かつ大胆な合理化ということを書くと、恐らく今の状況でしたら、原子力損害賠償支援機構から注入する資金の量というものはまだ決まったわけではありませんから、どんどん増えていく。増えていくことによって、例えば原子力損害賠償支援機構に返してくるお金を何年で返せるかという期間はどんどん延びるかもしれない。相当長期に延びるかもしれない。

さまざまな経済情勢から見て、電力事業の経営環境は今、よくなる方向には向いていま

せんから、悪い方向に向かっていくということになると、必ず計画が悪い方に狂うような環境が生まれてくるということになりますので、その中で我慢させる、つまりここで頑張ろうというふうに頑張らせるために必要なのは、達成可能な目標を一定の期間内に達成させるということであり、いずれはちゃんとこうなるんだという形を見せる必要があるわけです。

そこを書いた上で、持続的な努力、合理化努力というものの常にやっていかななくてはいけないし、磨きつついかななくてはいけないわけですから、別にその点に問題があるわけではないですが、ミスリードしないような前段の文章が要るような感じがいたします。それが1点です。

もう一つは、ガバナンスのところなのですが、ガバナンスのところでは取締役会が必要に応じて柔軟に執行役の任命を行うということは当たり前の話であって、当たり前の話を事改めて書き出していくということの意味は余りないような気がするんです。ですから、常に適材を求め、適所に配置するとかいうことなのだろうと思うんです。それは書かずもがなのような感じがします。

会長の強いリーダーシップと書いてあります。会長がなかなか決まらないのも無理はないと思うのですが、これはCEOではないわけですから、CEOならCEO兼取締役会の議長ということになるんでしょうけれども、リーダーシップというものは何なのかよく意味がわからない感じがします。

コーポレート部門なんかに外部の人材の活用を積極的に行うとわざわざ書き込んでいますが、

ですから、企業に責任を持たせようとするのであれば、こういうことは書かないのであって、適材を求め適所に配置するという一般原則で目標を与えてやる、結果で責任を取らせるということにするのがいいのであって、余計なことをいちいち差し挟んで書くことによって、余計なハレーションを起こす。あるいはそのつもりで書いているのかもしれないですが、不適切なことなのではないのかなという感じがいたします。

あとは、カンパニー制というものがいいか悪いかということも相当議論がありまして、うまくいった例は余り見ません。カンパニー制は、やっているものが違う場合、全く違った商品をつくっているとかいう場合にはあり得るのですが、いろいろな違った仕事が組み合わされて1つの電力とか、そういうサービスなり財貨が生み出されているような場合は、インテグレーションの方が大事であって、それを分けてみるということの意味がないわけではないですが、相当慎重でなければいけないので、余り断定し過ぎない方がいいのではないか。これも逆鱗をつけた表現にした方がいいのではないかという感じがいたします。

○下河辺委員長 貴重な御意見ありがとうございました。

、どうぞ。

○ 大詰めに来ているので、もう細かいことですが、今の御意見について私は意見が違いますので申し上げさせてください。

ガバナンスの会長のリーダーシップとか外部人材の登用とその活用というものは、ごく普通に行われていることなので、東電の場合はここで書く意味があると思っていますので、これは書けばよろしいと思っています。わざわざ取る必要はない。

あとカンパニー制については、日本に成功例は幾らでもありますから、別に東電でうまくいかないところで決めつける必要はない。

あえてここでカンパニー制云々を一般論として議論する必要もないということです。ここに是非書いてほしい。

中長期の大胆な合理化ということについては、これはごく当たり前のことです。短期でもやっているし中期でもやっているし長期でも、常に大胆な合理化を日々、世の中の変化に合わせて変身していくということですから、別にここは東電で変わったことをやっているわけではない。

人材の劣化ということについても、そういう厳しい合理化の道を選びながら、人材劣化が起こらないように日々経営していくことが経営者の役割だと思っていますので、これはごく当たり前のことだと思っています。ここであえて取り上げて議論することもないと思っています。

○下河辺委員長 これもまた貴重な御意見ありがとうございました。

○ 人材の劣化は業種によってもいろいろ違うと思います。例えば電力もそうですが、提供しているサービスの国家、経済に与える影響、国民生活に与える影響は極めて深刻なものであって、1日もとまったり停滞したりしてはいけないという性格を持っておりますし、非常に大きな投資を伴った大変長期的な視野を必要とする仕事であります。

メーカーの話と、インフラ事業の場合では共通項もありますけれども、それぞれの特色もあると思います。ですから、私は人材というのは同じような業種の中で、どのような企業あるいは業種と人材の確保について競争し合うかというところ、これこそ人材はマーケットで動くわけですから、そのところについて現在、私は動揺が起こっていると見ております。また、そういう事実も幾つか具体例として知っております。

したがって、経営者の腕だという話ではなくて、今、経営者だけではどうにもできないところに来ているのであって、原賠機構というものは経営者で支援し切れない、カバーし切れないところを支援するためにあるわけですから、国と経営者が一緒になって進めている中で、東京電力にすべて責任をかぶせることによって、トンネルの先の見えないような賃金カットをやるとかあるいはいろんなことやりますと、劣化は起こると思います。

起こったときに、起こって当たり前だということにはならないのであり、起こらないようにすることが経営者の腕だといったとしても、起こってしまえばしょうがないのですか

東京電力に関する経営・財務調査委員会で調べたときでも、少なくとも若年層のところは全産業平均と比べても突出して高い賃金というわけでは決してなかった。全体として高目に出ているのは、むしろ年長のところが高かったとかいうことがある。そういうことも含めて、新人事制度に期待しているということがあったと思います。

一律 20%カットも機構が強いているのだとか、あるいは新規採用停止もここが強いているのではない、あくまで人件費の抑制を要請しているだけで、同じ効果を持つなら一律抑制でなくとも良いと言うことは認識すべきです。いい大学の工学系の学生で、東電に行きたいが、新規採用がなく残念、いつまで新規採用停止が続くのか、といった話を聞いて、そのような学生がいることを頼もしく思いました。特に技術系では、新規採用がいつまでもできないという状況になると人材の劣化が起きかねないということもあると思います。そういうことに関してこの機構が新規採用はけしからんととめているとか、人事制度を変えるのはけしからんとかとめているとかいうイメージを持たれるとすれば、まずいと思います。

ただ、人材の劣化をどう食い止めるのかに関してはいろんなやり方があると思いますから、このやり方がいいと決めつける必要はないと思います。以上です。

○下河辺委員長 ありがとうございました。

、お願いします。

○ 御議論いただきまして、ありがとうございます。

こちらの方でも御相談させていただきますが、例えば今、御指摘があった点は我々の方でも実際に現場で聞いて、そういう部分が心配されるということは感じておりますので、例えば意識改革の辺りにそういった趣旨のことあるいは士気とか、そういったものが安定供給なりその間、事を進めるのには大事だということで、例えば 12 ページ、13 ページの辺りで意識改革の部分があるわけですがけれども、そういったことに配慮しながらやっていかななくてはいけないということを加えとか、ちょっとそこは工夫していきたいなと思っております。そういうことで御了承いただければと思います。

○下河辺委員長 わかりました。

人材問題については、先日、持ちました第 3 回目の経営改革委員会のときにも私の方から東電の社長には特段の配慮ができないものかということで、申し入れをしているところでございます、西澤社長が大分苦渋の表情を浮かべておられましたけれども、そういう御意見をいただいたということで、考えてみますというお返事はちょうどしております。

この関係で、、広くても結構です。

○ 別のポイントで 2 点ございます。78 ページ目のガバナンス改革の部分ですが、内容は盛り沢山ですが、一方で読み手にとっては、全部読まないと、全貌がどうなっているかわからないのではと危惧します。もしできればポンチ絵を入れていただいた方がいい

のかなと思うのです。読み手にとって、どんな形の経営のモニタリング体制とか執行体制というのが直感的にわかっていいのかなと思いました。それが1点目です。

2点目が86ページの料金改定についてですが、読んでおりますと、前提など前置きの文章がずっと続いていて、最終的に何%になったかという結論はじつくりと探さないとわからないところに、具体的には88ページ目の長期取り組みの次のパラグラフに少し書いてある程度で、結局、一体何を何%としているのかという結論の部分がないのです。

結論をきちんと書くか書かないかは議論があるかもしれませんが、読み手にとっては、結論を前に書いた上でそこに至ったロジックを展開するような書きぶりの方が、ストレスがないのかもしれない。

○下河辺委員長 ありがとうございます。

叙述の仕方というか結論を冒頭にぼんと。最初からぼんと掲げたらどうかという御趣旨のようですが、 、何かありますか。

○ おっしゃることはもっともだと思いますので、今の意見を検討させていただきます。

○下河辺委員長 検討いたしますか。

その関係で御意見はありますか。

 、どうぞ。

○ 私も料金のところなのです。とりあえず、ここの報告書で書かれないレベルの細かい話については、運営委員会で発言する必要はないですねということを確認したい。具体的にこの費用項目が本当に対応しているかどうかという、個別に説明していただいた部分は個別に検討すればいい、ここで発言しなくて良いしここでオーソライズする必要はないですね、という確認だけさせて下さい。

○ そうですね。

一応、計画を委員会として議決していただいて出していただくのは、この計画で記述されている部分と、あと、まだお示しできていないのですけれども、参考資料みたいなものは付けるとしますので、それは一部議決の対象になるのか。参考資料はならないんですか。

○ 参考資料はならないです。

○ では、議決の対象は、この計画本文でございます。

それから、参考資料で例えば東京電力のクレジットとかそういうものは、どちらかというと、議決の対象ではないという理解でございますので、まず、位置づけとしてはそういうことでおっしゃった点は個別におっしゃっていただければ。書いている範囲内であれば、この場でおっしゃっていただいた方がいいかと思います。

○下河辺委員長 事務局はそういう理解、認識をしているようですが、いかがでございますか。

○ わかりました。

○下河辺委員長 その点でよろしいですか。

料金問題については御案内のとおり、明日、[]有識者会議がパブコメを受けて最終的な意見書を取りまとめる予定になっておるようでございますけれども、有識者委員会の報告書そのものは文中に今後、引用されるということも可能性としてはあるのですが、参考資料としてこの計画の中に添付されるということはないわけでしょう。

○[] 多分、有識者会議の報告のポイントのようなものは参考資料として付けると思います。

○下河辺委員長 ダイジェスト版をつくって。

○[] 当然、議決の対象ではありません。

○下河辺委員長 別冊の形式になる可能性が高いけれども、明日出る有識者会議の報告書そのものは資料としてくっ付くみたいな可能性はないわけではないのですか。

○[] はい。それはそういうふうに考えております。

○下河辺委員長 わかりました。

その関係で[]、何か特にございますか。

○[] ありません。

○下河辺委員長 それはそれということでよろしいですか。

料金関係について、その他何か御意見、御質問ありますでしょうか。

料金関係、[]は何か特にございますか。

○[] ありません。

○下河辺委員長 では、料金問題に限らず 47 ページ以降、最後までということで大変範囲が広がりますけれども、何かございますか。

[]、どうぞ。

○[] 人材流出のところをもう一回。前回か前々回かで申し上げたと思うのですが、もう一回申し上げたいのです。

これは私の個人的な意見かもしれませんが、[]人材が流出するときには給与を一時カットとか、そういう要因よりもむしろ合理化をしているときの会社の将来像について希望が持てないということが一番大きいのです。

ですから、今回この答申によって東電が新しい姿に生まれ変わって、それをこういう形で東電は新しい東電として生きていますよということを早く従業員に知らせることが人材の劣化といいますか、流出を防ぐ一番大事なことだと思うのです。

ですから、単純に賃金カットと合理化と人材の劣化を結び付けない方がいい、結び付かないと考える。繰り返し申し上げますが、一番大事なのは新生東電の姿を早く見せて、従業員が働けばちゃんと希望を持てる仕事ができるというものを与えることが大事なのです。ですから、早く答申をしっかりとしたいということ。

もう一つは、前回申し上げましたけれども、技術屋の採用です。事務屋の方は汎用性が

あるので、数年間欠員ができてても何とかつなげられるのですが、技術屋については非常に特殊技術が必要なので、これが欠けてしまうと操業できませんので、競争力を失います。人材の採用はここで触れる必要はありませんけれども、今後、新経営陣が人材を補充するときにここは是非、続けてほしい。

大学の方も非常に学部そのものの存在に関わってくるので、困るのです。ですから、是非、それは合理化とは別に将来を見つめた人材の補充はやってほしいと思っています。

以上です。

○下河辺委員長　ありがとうございます。

■、どうぞ。

○■　今、■が言ったことは当たっていると思うのですよ。将来のビジョンというか姿を見せてあげることが一番必要。ですから、予見できる期間はせいぜい恐らく3年とか5年だと思うのですけれども、こういう姿になるというのが見えていれば我慢すると思います。賃金の一時カットは我慢するでしょう。でも、中期、長期にわたって持続的にということだけだと、我慢しないと思うのです。

今の東京電力の置かれている状況を客観的に見て、総合特別事業計画を見たときに、ここで新生東電と言っているものは本当に新生東電なのかといたら、そうではありませんね。単に委員会設置会社にしただけであるし、少なくとも経営が自律的に経営意思判断を行い、そして、料金の範囲内で自分の責任を果たしていける絵が描けているわけではないのです。

原子力損害賠償支援機構というものがあって、料金だけでは決して賄うことができない賠償、除染、廃炉の費用をお前らの責任だという形になっている。

そこで原子力損害賠償支援機構が出てくるわけですが、そうすると、そのお金は後で毎年返していくということになるわけですから、返していく期間は相当長期にわたる。金額が確定していれば、何年というのが見えるかもしれませんが、まだ全然確定していないわけでありまして、損害賠償も除染も幾らになるかわからないという状況。

もう片方で、燃料の費用がどうなっているのか。発電燃料の費用は上がる傾向にはありますが、下がる様子は見えないという状況になっています。

そうすると、10年、20年あるいは30年、へたすると何十年にわたって、そういう状況が続くかもしれない。原賠機構というおりの中に東京電力が入っている姿が続くかもしれないということは、だれが見ても見えているわけなので、明るいビジョン、未来を見せてあげること自体がこの計画では全く白々しいお話にしか聞こえないということになってしまおうと思うのです。

そのことを承知の上で我々は今、できることはここまでですよということをやっているわけですから、そうすると、新しい新生東電というものはいつ出てくるのか。恐らくそれは責任が明確に、料金で払う部分と税金で払う部分が区分されたときにならなければ出てきやしないのです。でも、それは今、できないわけですし、法律の建前もそうになっていな

いから、その中でいずれはそういう形できちんとした姿になるのだという希望を持たせるようにしなければいけないだろう。

それは経営者の腕かもしれないが、こちら側が経営者の腕を発揮できるような、言わば足踏み台か土台は用意してあげるような書きぶりは入れておいた方がいいというのが私の意見なので、別に[]の言っていることに反対なわけではないのですよ。希望を与えてはいけない。では、希望を与えるにはどうしたらいいかという具体論なのです。

賃金は、数年間にわたって切るぐらいのことなら大丈夫だと思うのです。[]

[] 過去を遮断できるというのが見えていたから、我慢できたのです。特別負担金か何かでもって、これは過去がずっと付いて回るのです。そうすると、それを見たときに、若い人たちはここにずっといるよりもどこかへ飛び出した方がいいと思うのは、ごく自然ですね。そこのところを少なくとも配慮した形を残しておく必要があると思います。

○下河辺委員長 ありがとうございます。

それでは、一応、一通り御意見をちょうだいいたしましたので、また、今週の金曜日の運営委員会のときに今日、いただいた意見を踏まえてお諮りをいたしたいと思います。

[] からちょうだいいたしました、例の逆鱗という話についても [] [] 私や [] からよく [] にも御意見の趣旨を伝えておきたいと思います。機構が義経になることはございませんので、その点については最大限の配慮をしていきたいと思っております。

それでは、今日の段階での総合特別事業計画についての御意見をお聞きするというのは、よろしゅうございますか。

次の議題に移りたいと思います。機構の資金調達の件について報告を受けたいと思います。

御案内のとおり総合特別事業計画に基づいて、今後、東京電力に対して機構は資金援助を行うこととなりますが、その資金援助の原資としては、政府保証付き借入等を行う必要があります。賠償資金そのものは国からの交付国債を受け取りまして、それを必要に応じて換金するという形になりますけれども、エクイティを注入するとか、その他の資金援助については交付国債を使うという立て付けにはなっておりませんので、政府の保証付きの借入等を別途行って調達をするということになります。

これまで全く御説明を申し上げておりませんでした。本日は機構の資金調達の方法やスケジュール等につきまして、担当していただいております [] の方から、その概略を資料に基づいて御説明いただきたいと思います。

よろしくお願いします。

○ [] [] でございます。

右方に資料4と書いてあります、A4の横の「機構の資金調達について」というカラーの

資料でございます。

表紙をおめくりいただきますと、2 ページ目、今日、申し上げたいのは3 点ございまして、1 つは、1 として機構の資金フローの前提。これは今、委員長から御説明いただきましたけれども、御確認でございます。2 番目に基本方針、3 番目にスケジュール、この3 点でございます。

まず、1 の資金フローの大前提でございますが、賠償資金の交付は当初5 兆円ございました交付国債の償還金でございます。一方で、株式の引受等の資金援助は政府保証付き借入等ということで、23 年度は2 兆円補償額、24 年度は現在国会審議中ですが、4 兆円（政府案）となっております。

3 ページ、簡単なポンチ絵で恐縮ですが、真ん中に賠償機構を置きまして、交付国債が当初5 兆円ですけれども、矢印の流れを細いものと太いもので大きく2 つに分けてございます。

交付国債、償還請求を政府にいたしますと、政府といたしましては一時的には国債整理基金特会ですが、最終的にはエネルギー対策特別特会が市中から借り入れて、請求された交付国債を現金化し、その現金化されたものを賠償資金として東電に交付し、それが賠償金として渡るという流れでございます。

この返済原資は、先ほどありました特別負担金及び負担金で国庫納付されて、最終的には償還されるという流れでございまして、この交付国債は法案審議中に附帯決議の中で賠償資金に限定すると国会の意思として決められております。

もう一方の株式の引受等の資金援助、赤い太い矢印で書かせていただいておりますが、これにつきましては別途民間から借り入れる必要があり、その際に政府の保証が付くということで23 年度は2 兆円の枠があるということでございます。

2 ページに戻っていただきますと、こうした前提の下で今般、現在検討されております1 兆円規模の資金援助、株式引受等を行うための資金を確保する必要があるわけですが、公的機関ですので、透明性の高い手続で効率的かつ確実に調達する必要があるわけでございます。

その際に他の公的法人あるいは独法の例を見ますと、シンジケート・ローンによる金利競争入札方式が一般的になっております。金利競争入札を導入している趣旨ですが、これは金利の低いものから順次、応募額を予定額まで割り当てていくということで幅広い貸し手の参加を募ることが可能でありまして、また、公正な金利決定であると言われております。

また、シンジケート・ローン方式をとりますと、アレンジャー兼エージェントという、これは銀行が通常なりますが、それを採用することになりまして、この場合、アレンジャーに一定の札入れの協力をお願いすることによりまして、札割れリスクの軽減あるいは事後的な決済事務、契約事務リストの軽減が図られるわけでございます。

こうした方式をとりますと、先ほど言いました政府保証が得られるということが前例か

らして可能性が高いわけでございますし、また、それを前提として日銀の適格担保になる可能性が非常に高くございます。政府保証が付きますと、当然、私どもとしては低利で調達できますし、貸し手としてはリスクウェートがゼロの試算でございますので、貸しやすくなる。

また、日銀適格担保になりますと、一旦、貸したものを日銀の担保に出しますと、すぐに現金化できますので、そういう手元流動性にも資するということで幅広く使われているやり方でございます。

現時点で他法人様の例を見ますと、大体0.1～0.2%の間で調達できておりますので、1兆円調達しても年間金利は10～20億程度というレベル感で調達されておるところでございます。

念のためでございますが、4ページ目のポンチ絵をごらんいただけますか。今、申し上げたことを絵にしております。あくまでも入札参加金融機関から応募を受けるのは当機構でございます。当機構が応募を受けて集計し、落札先を決定するわけでございますけれども、その事務委託として事務局回りをアレンジャー兼エージェンツ銀行にやっていただくということでございます。

アレンジャーにつきましては、入札前から入札時までは参加機関の招聘の協力をしていただくですとか、入札時には札割れ防止の協力をしていただく。また、一旦、落札先が決まった後にはエージェンツとして、各金融機関の調印手続を代行していただいたり、あるいは決済資金を集めていただきまして、機構としてはアレンジャー銀行と1本の貸出金の流れをつくることのできるという関連でございます。

恐縮ですが、また2ページにお戻りください。

以上の方式で「3. スケジュール」でございます。まず、足元でございますけれども、23年度は2兆円の枠がございましたので、昨年12月に万全を期すために、本年度のアレンジャーを公募で決定させていただいております。そのアレンジャーの下で先月、2月14日に金融機関に対しまして機構の業務等を説明する会を開催させていただいており、103社が参加しております。その参加者等に対しまして、まさに本日ですが、3月14日を目途に入札の御意思等があって、今後、検討するという先には御登録いただけないかと呼びかけております。

その結果が別紙ということで7ページ、本日も重ねて申し込みがございますが、13日現在入札参加登録機関の一覧表でございます。合計47先でございますが、都銀等で4先、信託で2先、外資系で1先、地銀で34先、保険会社で3先、その他で3先ということで、まずまず集まってきていただいておりますけれども、今後とも拡大していこうと思っております。個別の先につきましては、右方に「対外非公表」とありますが、シンジケート・ローンの場合、参加銀行の名前は最終的に付されます。その母体となる登録でございますので、個社名は非公表とさせていただき、先数だけ大きくくりで公表しようと考えております。

なお、当機構の資金調達に国策として非常に重要でございますので、オールジャパンでこれを支えてファイナンスしていく取り組む姿勢が大事かと思っておりますので、地銀のところを特に今後、入念に増やしていく必要があると考えておまして、場合によっては本店にまで訪れて丁寧な説明に心がけようと思っております。

特に東北地区は[]と現在ありますけれども、既にこれらの銀行については本店まで出向いて、当該貸付けの趣旨についてお話しさせていただいているところでございまして、引き続き努力してまいりたいと考えております。

また2ページ目にお戻りいただき、ここからが大事な今後の調達の場面になるわけですが、来月24年4月でございますけれども、24年度のアレンジャーを選定する必要があります。資金規模が1兆円規模と見えてまいりましたので、この場合、2～3行の共同したアレンジャーも可として公募しようと考えております。アレンジャーが選定されますと、実際に資金が必要となる5月から6月にかけて、入札参加登録を更に広げた上で複数回に分けて分割して入札を考えてございます。

具体的には、入札を公告しましてから入札の実施までは15日～20日程度。入札実施から貸金の実行まで10日程度ですので、約1か月弱をサイクルと考えますと、5月に1回、6月に1回という入札が現実的かなと考えております。

この際、1年もので調達するということを考えておりますので、25年度以降に借換が生じます。借換の際には、政府保証債ということで現実的には2年もの、4年ものなど年限の多様化を図ることができまして、より幅広い投資家層に呼びかけることができますので、この点も検討しながら対応してまいりたいということで、今後とも節目、節目で御報告させていただければということで、私からの報告は以上でございます。

○下河辺委員長 ありがとうございます。

[]、何か御質問、御意見等はございますか。

○[] 御説明、ありがとうございます。

今、御説明があったように、より多くの金融機関の方々に御協力賜って、当座としての資金調達は何とかできたのではと思っております。オールジャパンという御発言がございましたが、この言葉に強く共感を覚えましたし、そういう方向でしていかなければいけないと思います。

先ほどおっしゃったように、本店への御説明とか、そうした活動は是非積極的にやっていただいて、より多くの方々を巻き込んで、そしてその方々とともに常にウォッチしていくといいですか、そんなような体制を日本として取っていった方がよろしいかと思えます。

○下河辺委員長 ありがとうございます。

その他、この件につきまして御発言ございます。よろしゅうございますか。

それでは、報告は以上ということで、ちょっと御説明が前後いたしましたけれども、ただいまから資料を1部机上配付させていただきます。東京電力の方で準備しております、料金値上げ関係の資料になりますので、この内容について概略を[]の方から御説明

いただきたいと思います。

○ [] 先日の委員会でも御議論がありましたように、今回は料金改定の申請が計画の後に引き続いて東京電力が行われることが予定されておりまして、その料金改定に当たっては、きちんとどういう原因なのか、どういう説明をしていくのか、あるいはどんな負担軽減のための努力をしているのかといったようなことを丁寧に情報開示すべきだろうという御指摘もございましたので、これはあくまでも東京電力の資料としてということでございますけれども、そのための資料を今、作成しております。

これを皆様にも御議論いただいて、あくまでも東京電力のクレジットということではありますけれども、総合計画を出したと同時に参考資料として外向けに出していくということを想定しております。

資料は3種類お配りしておりますけれども、1枚ペラでワードの文書、これは東京電力としての今回の料金改定についてのお願いのお手紙を付けております。書いてございますのは、東京電力の今の財務状況が非常に厳しいということで、料金の値上げをお願いせざるを得ない状況だということ。

それから、大前提としてということで4つ目のパラグラフに書いてございますように、最大限のコストダウンをするということに加えて、4行目辺りから書いてありますように情報開示を徹底するというので、今回こういう資料を用意したということ書いている文書でございます。

パワーポイントの分厚いものが、その本体になるわけですがけれども、これを簡単にポイントだけかいつまんで御説明をさせていただこうと思います。

表紙をめくっていただいて、目次が裏面に1ページ目としてあるかと思っておりますけれども、原価算定の概要。

2番目として、それぞれの費目ごとの内訳についての説明、この中で増加要因あるいは合理化でこれだけのことをしてコスト増を抑えているといったようなことなどを、図表などを交えながら書いております。

3つ目の項目として、規制部門、自由部門に料金として展開していくわけですがけれども、それに関係する資料でございます。

4つ目の項目として、特に今回は規制料金ということで、御家庭への負担をお願いしなければいけないということで、そこについての考え方に関すること。

5つ目の項目として、各部門において、それぞれさまざまなメニューを出していこうということで、それについての関連する資料です。

6つ目の項目として、説明を徹底していくということでございますので、こういった形で説明していくかということに関する資料を付けております。

補足として、若干詳しい資料を御用命の方もいらっしゃるかと思いますので、少し詳しい資料を補足資料として後ろの方に付けているという構成にしてはどうかということでございます。

2 ページ目以降が内容でございます。

1 つ目の項目として、原価算定の概要ということで、今回の原価算定期間は3年間と設定しているということ。

下のグラフにもございますように、今回の場合は平成20年度の前回の改定時から初めての改定ということで、グラフの右側の2つが今回のものでございます。

まずコスト増として、5,695億円のコスト増がある。それに対して合理化努力によって、その上げ幅を抑えるということで、原価と原価の比較では5兆3,000億から5兆6,000億の増になっているわけでございますが、一方で、総括原価主義でございますので、この原価を収入で賄うことが必要であるということで、今後3年間の見通しをベースに、現在の料金で収入を賄うとした場合には、一番右側の棒でございますが、4,900億でございますので、この原価5兆6,000億に対して不足額が6,721億円あるという状況でございますので、この部分について料金の値上げをお願いしたいというのが全体の概要でございます。

この点について、いろいろと[REDACTED]からも御指導をいただいた点がございまして、これは後ほど触れさせていただきたいと思っております。

先に進ませていただきまして、3 ページ目が原価算定の概要ということで、この原価の内訳についての数値を記載しております。これが左側の下にある表でございます。

右側の下に※印として3点書いてあると思っておりますけれども、3点目の真ん中のところで、今回の3年間の原価算定に当たっては、原発の稼働を借り置きとして仮定しておりますので、この点についての内容もここで少し、安全・安心を確保しつつ地元の理解をいただくということを前提としながらも、3年間の原価の計画でございますので、こういう仮定を置いているということを記載させていただいております。

4 ページ目、当然でございますけれども、原価の大前提である需給バランスがどうなっているかということでありますが、ここは特に右下のグラフにございますように、前回から今回にかけて原子力がぐっと落ちて火力の部分が大幅に膨らんだ関係で、その火力の炊き増しをすることにより燃料費等が4,443億円増えるというところが、かなり効いてきているということを全体感としてお示ししているところでございます。

5 ページ目、これは合理化の努力についての数値でございます。この赤く囲ってありますように、2,785億円が年平均ベースでの合理化努力の成果でございます。

6 ページ目以降が、各費目ごとに書いているものでございますけれども、人件費については御存じのように下にありますように8,005億円、約2割程度の削減努力をしているということの御紹介でございます。

7 ページ目、人件費についての有識者会議で御指摘があった点についての対応ぶりのものでございます。グラフでいいますと赤い棒、一番右の571という部分が今回の東京電力の人件費のレベルでございますけれども、これがグラフで言うと2本左、543と577、全産業あるいは他の公益、失礼しました緑ですね、左から3つ目の612でございますけれども、他の公益企業の平均、この両者を勘案しながら決めるべきだという御指摘で、それに適合

した形にさせていただいているということを示しております。

8 ページ目、燃料費については、先ほどの繰り返しでございますが、表の括弧でくくっている部分、今回から前回の差分でございますけれども、火力のところは 4,214 億円、トータルして 4,443 億円の増量になっているということの説明でございます。

9 ページ目、今回、3 年間の原価算定期間ということでございますので、これを年度展開してどうなるかということで、赤く丸で囲ってありますけれども、24 年度から 25 年度、26 年度にかけて、原発が少しずつ稼働していく関係で、単価が少しずつ下がっていく構造になっていることを示しております。そうすることによって、3 年間平均ということで上げ幅を抑制した格好になってございます。

10 ページ目、修繕費についての合理化に関して説明資料でございます。

11 ページ目、原価償却費でございます。こちらの方はマイナスになっておりますが、冒頭の文字のところに書いてございますように、緊急設置電源等の増量分がある中で、一方で償却が進行しているということで、トータルで 700 億の減少になっているということでございます。

12 ページ目、今の増要因の主たる要因である緊急設置電源について、どういう地点で、どういうことをできるのか、どういうものを置いているのかということを明らかにしております。

13 ページ目、事業報酬でございますが、レートベースとしてどういうことが行われているか。それから、その結果として事業部署がどうなるかということでございますけれども、レートベースにつきましては、有識者会議の議論等を踏まえて、一部外しているということ。それから、福島第一の 5、6、福島第二については、まだ廃炉ということを会社としては宣言しておりませんが、実質的にレートですから今回はカットしているということでございます。

事業報酬率については、これは震災に伴うリスクの高まりを反映して、特に東京電力の場合にリスクが高まっているということで、現行よりも高まるリスクも十分ある中で、一方で料金への負担を抑制するというので、前回並みの 3% としているという説明がございました。

14 ページ目、設備投資額の推移。

15 ページ目、公租公課についての推進でございます。

16 ページ目以降が、その他経費関係でございます。特に黄色くしてあるところが、今回大きく増えているところでございまして、委託費、一般負担金、固定資産除却費等々でございます。

17 ページ目以降が、その諸経費に関しての内訳の説明でございますけれども、有識者会議で御指摘を受けた広告宣伝費についての対応、18 ページ目が、その寄附金、団体費等についての対応ぶりが、ここで書かれております。

19 ページ目が、安定化維持費用、いわゆる 1～4 号機の廃止措置に関連する経常的な費

用、特に現場の作業員の方の放射線管理であるとか線量点検対策等々についての経常的な費用、委託費等々でございますけれども、原価の中で算入をお願いしたいという説明資料でございます。

20 ページ目が、賠償関係、これも人件費というか委託費ですね。外部の方に対する委託費の説明でございます。この点は、今はついておりませんが、賠償の方でどんな取り組みをしているのかというのを、今日は用意できておりませんが、次の紙に1枚足そうかと考えております。

21、22 ページ目が、今までの原価を規制部門と自由化部門に展開していったときに、どうなるかということグラフでお示ししているものでございます。

23 ページ目が、モデル料金の推移の参考資料。

24 ページ目が、標準家庭におけるモデル料金の推移ということで、特にここは表の右側にございますけれども、24年の改定で一般家庭のモデルの御家庭が、どの程度の料金の負担増になるのかといったようなことをお示しすることになります。今はまだ数字が最終的に固まっておりませんのでペケがついていますが、ここでお示ししております。

25 ページ目、今回、御家庭向けの料金の上げをお願いするに当たって、東京電力としても一定の配慮をしようということで、上の四角枠にある文字の2つ目の黒い大きなポツの中にございますけれども、いわゆる規制料金の場合は3段階料金ということになっておりますけれども、特に今回の値上げに当たっては、第1段階、すなわちグラフで右下をごらんいただくとわかるかと思っておりますけれども、第1段階というのは、使用量の少ない部分についての料金でございますが、この部分については、なるべく値上げ幅を抑えることによって、照明とか冷蔵庫といった生活に必要不可欠な電気への影響を軽減する。あるいは節電の実施によってメリットが大きくなるような料金体系とするといったような配慮をしようと考えております。

26 ページ目、負担軽減メニューの導入ということで、26 ページが家庭向け、27 ページ以降が中小企業向け、29 ページ以降が中小企業の場合の参考事例、32 ページが大企業向けのメニューの御紹介でございます。

34、35 ページ目以降が、説明をどういった形でしていくかということでございます。

36、37 ページ目は、節電についての説明でございます。

39 ページ目以降は、これはやや詳しい資料になりますけれども、補足資料ということでさっきごらんいただければと思っておりますけれども、1点、45 ページをごらんください。

いろいろと御議論がありますが、自由化部門の料金について、文字のところに書いてございますように、1月17日に東京電力が17%、正確に言えば16.7%の値上げのお願いを発表しております。ただ、今回規制料金の申請をすることによって、原価の洗い替えをいたしますので、その原価の見直しを反映したものを自由化部門にも反映していく方針でございます。

その原価の洗い替えの結果を踏まえて、4月以降、認可までの差額相当を認可後に電気

料金から減額、すなわち精算する予定だということを説明しているものでございます。

その下の表が、自由化部門のときの考え方と今回の考え方についての対照表を記しております。

最後に、もう一枚パワーポイントが付いてございます。これは、冒頭申し上げました、本体の2ページ目のグラフをどう説明するかということで、これは[]からもいろいろと御指導をいただいて、今、いろいろと悩んでいるところではございますけれども、先ほど申し上げましたように、今回の料金上げをお願いする要因になる部分は、コストが増加しているということに加えて、このグラフで言いますところの一番右側、ここは現行料金での収入のレベルですが、収入が足りてない。

すなわち、需要が足りてない部分が一部あるわけではございますけれども、そこを併せて不足額として料金上げの要請をすることになるわけですが、この需要減少の部分を料金上げをお願いするということを、どこまではっきりと言うか、言わないかというところは配慮が必要ではないかということで、もう一つの1枚の方は、少し単位原価が上がっているということで説明してはどうかということで書いたものでございます。

すなわち、一番左、前回の平成20年のときは、5兆3,000億の原価で、これは単価でいいますと18.19円/kWhということだったわけではございますけれども、コスト増減がございまして、今回の場合は20.45円/kWhということで、単価ベースで上げが出ています。

一方で、収入ベースで見ますと、現行料金を適用した場合には、4兆9,977億円の収入でございますので、収入単価としては18.03円ということでございますので、したがって、この20.45円の原価と18.03円の差分が不足額になっているということで、これにキロワットアワーをかける6,721億が不足するという説明をするのが、もう一つの案ということで、こちらを付けさせていただきます。

ここは、一番最初の入り口のところでございますので、非常に大事な部分かと思えます。正直申し上げて今日の時点で、どういう説明が一番望ましいのか、東京電力としてもまだ決めかねている状況ではございますが、この辺りは引き続き検討した上で、今日皆様にも御議論いただければと思いますけれども、また今日の御議論を踏まえて検討していきたいと考えております。

ちょっと長くなりましたけれども、以上です。

○下河辺委員長 ありがとうございます。

最後に説明がありましたホッチキス止めの2ページと単ピラの2ページ'の説明ぶりといえますか、時間もありませんので、この関係について何か御意見、御感想はございますでしょうか。

○[] これはいつ出される予定なんですか。

○[] 今、考えておりますのは、総合計画の認定がなされたときに計画自体を発表しますので、それと同時に出すということを考えております。

○下河辺委員長 参考資料としてですか。

○ [] これは東京電力の資料としてということです。

○ 下河辺委員長 特に []、何かございますか。

○ [] この値上げのロジックは業界に詳しくない方々がみると非常に複雑に感じるのではないのでしょうか。従来からの過大なコストについての合理化は第三者委員会を通じて、また機構の方でもさらに深堀してやってきたということではありますが、一方で、需要の方が、節電をお願いしているわけですから当然ですが、ものすごく落ちている。ということは、売上が当然減っているわけで、ある意味でその部分も今回の値上げでお願いしなければいけない。

法律を見ると、収入とコストが一緒でなければいけないと法律で決まっている。ただ、常識的には、節電を皆さんにお願いしていて需要が減った分も値上げするという言い方は通らないと思います。苦肉の策かもしれませんが、いわゆる需要の原単位、つまりキロワット当たりの原単位単価が燃料費消費が増加したことで、変わってきている。原単位プロファイルが変わったとして、皆様に御説明するという方法もあるかなと思った次第でございます。

○ 下河辺委員長 ありがとうございます。

この関係で、[]、何かございますか。

○ [] 見せ方の問題ですね。これは難しいのですが、最初の図で私は違和感を覚えませんでした、しかしそれはこの業界に慣れているから、すっと入っただけであって、普通にはよくわからないかもしれません。難しいのは収入が減ると収入が減った分を料金値上げで補てんしてくれる制度ではなく、収入が減ると固定費の部分がありますから、単価を上げないと固定費は回収できないという効果があるから、収入が減ると値上げせざるを得ないという点です。ルールに従ってやるとこうなるとうまく伝える必要があります。

一方で、この収入単価の理解が難しいのは、販売電力量が減れば、その分だけ燃料費が下がるわけです。逆に言えば、今回のコスト増 5,695 億円ですが、もし需要が減少していなければ、これよりももっとたくさん発電しなければならなかったから、コストはもっと増えていたはずですよ。

従って、2つの効果に関連していて、その効果が合わさった形で出てきている。可変費が変動する部分と固定費の部分です。この収入単価の考え方だと、まるで、収入が減った部分を値上げで補填しているように見えてしまいます。更にコストが節約できているという部分がちゃんと入ってないようにも見えてしまいます。確かに心配な見せ方です。

ただ、代替案としてどの見せ方がいいのかは、今すぐ思いつかないので、少し考えます。いずれにせよ、難しい問題があることは認識しました。

○ 下河辺委員長 ありがとうございます。

それでは、また次回までに事務局の方でもよく東電と打ち合わせて考えていただきます。

最後ですけれども、[] 3月8日に持ちました東京電力労働組合との面談につきまして、資料をお配りしてございますが、

簡単に伊藤審議役の方から御説明いただきましょう。

○ XXXXXXXXXX もう時間ありませんので、一言だけ、前回、運営委員会で御紹介したとおり、東京電力の労働組合との関係で、あくまでも交渉ということではなくて情報交換ということで先方から御要望がございましたので、下河辺委員長、杉山理事長、そして党の電力改革 PT の座長というお立場で、仙谷先生にも御同席をいただきまして面談をいたしましたので、御報告いたします。

先方、新井委員長の方からは、1番目にありますように、まさに今日の運営委員会での御議論につながる話としまして、モチベーションの低下についての御懸念、あるいは定期採用の実施の見送り等に伴って、若年層の人材流出が続いている状況。

これも[]、[]からも御指摘がありましたように、とにかく計画的な人材育成に支障を来すことのないようにしてほしいというお話。

そして、３つ目の○にございますように、犯罪者のような厳しい批判にさらされているという自覚のもとで、自信と誇りを失いつつあるということで、これも今日の御議論にありましたとおり、将来への希望が持てる改革としてほしいといったようなこと。

それらを踏まえて、一番最後のパラにございますように、労使自身の尊重は当然としまして、機構と東電労組との間でさまざまな意見交換が実施できるよう対話を求めたいというお話がございました。

2枚目、委員長からは、今までの運営委員会の御議論をサマライズする形で、例の組織DD、各現場にそれぞれ赴いて、いろいろな意見を聞いているということ。

更には、賠償あるいは事故収束、電力の安定供給の現場でのモチベーションについては、運営委員会でも非常に高く評価しているということを御紹介しております。

理事長からもモチベーションについて、全く同感であるということに加えて、経営改革委員会で事故収束については万全の資金なり、人材の配慮をしてほしいということを要望していること。あるいは先ほど委員長からもございましたように、技術、技能の継承に関しまして、技術系の採用についてはいろいろ柔軟に対応すべきではないかということをお願いしたということを御紹介して、西沢社長からも工夫して対応したいという返答があったということを御紹介してございます。

ただ1点、理事長の方から、あくまでも機構法上は当然のことながら、我々は事業者としての東京電力に支援する。あるいは東京電力の経営の合理化が十分であるかどうかを評価し、そしてそれに伴って側面から協力していくという立場でございますので、労働組合と直接機構が交渉する性格ではないということをお伝えした上で、したがって、個々の合理化策の中身について、事前に組合と意見交換することは難しいということを御説明し、ただ、まさに今回持ったような情報交換を行っていくということは非常に有益だということをお伝えしております。

質疑の中では、関連企業、東電本体のみならず、関連企業も大変であるという実態。

あるいは賠償の現場についての今の状況。

4 ページ目の中段にございますように、社内では労使交渉の中身として労働条件の見直しをしているわけですが、55%の組合員の方は見直しやむなしと、45%はやはり納得できないと、組合としては、とにかくこの45%を減らしていく方向で今、一生懸命やっているというお話がございました。

5 ページ目にございますように、まさに今日の御議論にもありましたように、特に若手にとって給与の関係では、今はしょうがないんだけど、これ以上の引下げはないんだと、頑張ればこれから上がっていくという希望があればやっていける。あるいはいつになったら正常な会社に戻れるのかという姿が見えてくるとやっていける。こういったお話が労組の委員長なり副委員長からございました。

最後に料金の値上げの現場ということで、実は11月に回ったときには、基本的には仕方がないという反応だったようでございますけれども、その後、西沢社長の記者会見等あるいは報道を経て、やはり年明け以降、非常に現場では厳しい声が大きくなっていて、そういう意味では組合にも非常に大変な状況ということで伝わっているというお話がございました。

いずれにしても、終了後、新井委員長からは、今回のような機会を設けてもらったのは非常にありがたかったというお言葉をいただいております、今日の御議論を踏まえて、先ほど[REDACTED]から申し上げたように、合理化の前提としてモチベーションをどういうふうに維持していくのかという書きぶりを工夫させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○下河辺委員長 ありがとうございました。

特に御質問はないかと思いますが、本日、予定しておりました議事は以上でございます。特になければ、今日の第12回の運営委員会はこれで終わりにいたしたいと思っております。議事録等については、従前の取り扱いと同じでございます。

また、本日もプレス対応ということは特段予定しておりません。必要があれば委員長の私と事務局で対応させていただきます。

次回の運営委員会は、間なしですけれども今週の金曜日、16日の午後3時から2時間を予定しております。

また、週が変わりますと来週お彼岸明けの23日、夕刻を予定しているということでございますので、ひとつよろしく願いいたします。

[REDACTED]
長時間、どうもありがとうございました。

午後0時05分 開会